

令和元年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催

令和元年5月21日(火) 13:30~15:30

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 9名

4. 議事事項

議第 1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任命について

議第 2号 遊漁規則の一部変更について

議第 3号 揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外内容の変更について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数 13 名中 9 名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第 6 条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第 1 号】岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について	
事 務 局	<p>岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第 3 条第 3 項の規定「事務局長及び書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免。</p> <p>【内容】</p> <p>書記 後藤功一と森美津雄を解任し、後任者として書記に徳原哲也を任命するもの。任免理由は県の人事異動。</p>

任免を認めることを可決。	
【議第 2 号】遊漁規則の一部変更について	
事 務 局	<p>漁業法第 129 条第 4 項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第 129 条第 5 項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は根尾川筋、揖斐川中部、美山、飛騨川、益田川上流、馬瀬川下流、和良川の 7 漁業協同組合</p> <p>○各漁協の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権番号内共第 8 号、根尾川筋漁業協同組合 <p>【変更内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「東谷川の胡桃橋上流端から上流大須トンネル出口までの区域」と「西谷川の共栄橋上流端から上流能郷堰堤下流端までの区域」においてアユ友釣りのリールの使用禁止を解除 2. 根尾川の本巣市山口妙連水量計上流端から上流赤石堰堤下流端までの釣り専用区域について、漁期の終了時期を 9 月 20 日から 10 月 15 日までに延長。 3. 「八谷谷の第一堰堤上流端から上流全域」、「能郷谷の第一堰堤上流端から上流全域」、「東谷川の越田土橋から上流全域」を新たに釣り専用区に指定。遊漁期間は全区間で、「1 月 1 日から 12 月 31 日迄で組合が定めて公示する期間」、漁具・漁法は「鮎の友釣・毛針釣、雑魚の餌釣・

毛針釣、ルアー釣・フライ釣」である。

全変更案件について、施行予定年月日は認可の日。

【変更理由】

1. アユ釣り遊漁者を増やすため、若者に人気のあるルアー釣りでアユを狙いやすくするためにリールの使用を認めるもの。
2. 遊漁者を増やすため、漁期後半までアユが残る当該漁場の遊漁期間を延長するもの。
3. 遊漁者を増やすため、溪流魚の遊漁者から人気がある漁場を釣り専用区にするもの。

【妥当性】

行使規則においても同様の変更申請が出されており、遊漁者のみを不当に制限するものではない。

・漁業権番号内共第9号、揖斐川中部漁業協同組合

【変更内容】

変更の内容は、アユの日釣り遊漁料を現行の2,000円から2,500円に、年釣り遊漁料を9,000円から10,000円に改定するもの。また、遊漁料の改定に伴い、減免者「70歳以上の者」のアユの日釣り遊漁料を現行の1,000円から1,500円に、年釣り遊漁料を5,500円から6,000円に、減免者「心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持の者)」のアユの年釣り遊漁料を現行の4,500円から5,000円にするもの。施行予定年月日は、令和2年1月1日

【変更理由】

現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。

【妥当性】

申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。

・漁業権番号内共第20、22号、美山漁業協同組合。

【変更内容】

1. アユの日釣り遊漁料を現行の2,000円から3,000円に、年釣り遊漁料を9,000円から12,000円に、アユ釣りの現場加算料を現行の2,000円から3,000円に、雑魚釣りの年釣り遊漁料を現行の4,000円から7,000円に変更。
2. 遊漁量の減免は組合の指定する遊漁証取扱店で取り扱うこととする。

また、75歳以上の者の減免を廃止、女性については心身障害者と同じ減額を受けられるようする。

3. 「武儀川支流神崎川 神崎の清流橋より下流へ350mの間」を釣り専用区とする。遊漁期間は「組合が定めて公示する日より9月15日正午まで」、漁具・漁法は「友釣り、餌釣り、ルアー釣り、フライ釣り、毛針釣り」。
- 全変更案件について、施行予定年月日は、いずれも令和2年1月1日。

【変更理由】

1. 現状の増殖事業を維持するために遊漁料を増額するもの。
2. 減免者用の遊漁証の発行を取扱店に限定し、減免条件の確認を徹底するため。また、高齢者の減免対象者が増加しており、漁協経営への影響が大きいため。
3. 遊漁者を増やすため。

【妥当性】

現場加算料の額については従前から日釣り遊漁料金以下の加算を認めており、今回はその額以下である。

申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。

神崎川について、行使規則でも釣り専用区とするため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。

- ・漁業権番号内共第27号、飛驒川漁業協同組合

【変更内容】

アユの年釣り遊漁料を現行の12,340円から13,000円に、日釣り遊漁料を3,080円から3,000円に変更。雑魚の年釣り遊漁料を現行の5,140円から5,500円に、日釣り遊漁料を1,020円から1,000円に変更するもの。また、遊漁料の減免者の対象を、現行の「20歳未満、女性、心身障害者(身体障害者手帳の所持者)、75歳以上の者」から「女性、心身障害者(身体障害者手帳の所持者)、75歳以上の者」に変更し、対象者の減免遊漁料について、あゆ年釣り遊漁料を現行の6,170円から8,500円に、あゆ日釣り遊漁料を現行の1,540円から2,000円に、雑魚の年釣り遊漁料を現行の2,570円から3,500円に、日釣り遊漁料を現行の510円から700円に変更。また、無料の対象をアユ・雑魚共に現行の「中学生以下」から「18歳以下」に変更。

施行予定年月日は、令和2年1月1日。

【変更理由】

減免対象者に占める高齢者の割合が76%を占めており、今後も増加する見込みであり、漁協経営への影響を無視できないこと。女性を減免して遊漁者を増やすため。及び18歳以下無料により若年層の遊漁者を増やすため。

【妥当性】

申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。

- ・漁業権番号内共第30号、益田川上流漁業協同組合

【変更内容】

アユの日釣り遊漁料を現行の2,000円から2,200円に、雑魚の日釣り遊漁料を現行の1,000円から1,100円に変更するもの。また、遊漁料の変更にあわせて、「心身障害者(身体障害者手帳または療育手帳の所有者)、75歳以上の者及び女性」のアユの日釣り減免遊漁料を現行の1,000円から1,100円に、雑魚の日釣り減免遊漁料を現行の500円から550円に変更するもの。

施行予定年月日は、令和2年1月1日。

【変更理由】

現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。

【妥当性】

申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。

- ・漁業権番号内共第31号 馬瀬川下流漁業協同組合

【変更内容】

アユの年釣り遊漁料を現行の10,000円から12,000円に、日釣り遊漁料を現行の2,000円から2,500円に増額するもの。雑魚の年釣り遊漁料を現行の4,000円から5,000円、日釣り遊漁料を現行の1,000円から1,500円に変更するもの。また、遊漁料の変更に伴い、「心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、75歳以上の者」のアユの年釣り減免遊漁料について、現行の5,000円から6,000円に、日釣り遊漁料を現行の1,000円から1,500円に変更、雑魚の年釣り遊漁料を現行の2,000円から3,000円に、日釣り遊漁料を現行の500円から1,000円に変更するもの。

施行予定年月日は、令和2年1月1日。

【変更理由】

	<p>現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。</p> <p>【妥当性】</p> <p>申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。</p> <p>遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・漁業権番号内共第33号 和良川漁業協同組合</p> <p>【変更内容】</p> <p>アユの年釣り遊漁料を現行の10,000円から11,000円に、日釣り遊漁料を現行の2,000円から2,500円に変更。雑魚の年釣り遊漁料を現行3,500円から4,000円に変更。また、アユの日釣り遊漁料の改定に伴い、アユ釣りの現場加算料を現行2,000円から2,500円に変更。また遊漁料の減免者の対象に「女性」を追加するとともに、対象者の減免遊漁料について、アユ年釣り遊漁料を現行7,000円から8,000円に、アユ日釣り遊漁料を現行1,000円から1,500円に変更、雑魚の年釣り遊漁料を現行2,300円から2,500円に変更。また、減免者の現場加算料を現行2,000円から2,500円に変更。</p> <p>施行予定年月日は、令和2年1月1日</p> <p>【変更理由】</p> <p>現状の増殖事業を維持するために、遊漁料を増額するもの。</p> <p>【妥当性】</p> <p>申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。</p> <p>現場加算料の額については従前から日釣り遊漁料金以下の加算を認めており、今回はその額以下である。</p> <p>遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p>
委 員	<p>我々も遊漁料を上げたいと思っているが、釣り人が減っていくので、500円、1000円程度で少しずつ上げていくやり方では持たないのではないかと。その辺会長はどう思うか。</p>
委 員	<p>遊漁者の来る漁業協同組合はいいが、遊漁者の少ない漁業協同組合が遊漁料をあげたら遊漁者が更に減ってしまうのではないかと。</p>
委 員	<p>良い釣り場のあるところはいいが、ないところはただでさえ人來ない。</p>
事 務 局	<p>漁業協同組合の経営が厳しい時には「義務放流量を減らす。」「遊漁者來るから遊漁料を上げる。」の2つの道があり、どちらかは漁場で違うので強要はできない。漁場管理委員会はどこにも対応できるように2つの道を準備し、各漁業協同組合は経営状況と漁場の状況を見ながらどちらかを選択していく。中途半端であるが、漁場管理委員会で強要するものではない</p>

	<p>とと思っている。ただ、県下の漁場の生産力を最大限活用してもらいたいで、もし遊漁料を上げてでも遊漁者が来るという見通しがあるなら遊漁料金を上げて増殖量を維持してもらえばよいのではないか。難しい話であるが、現場の判断を尊重し、ルール範囲内で認めていくほかないと考えている。</p>
委員	<p>下流の方では放流してもアユが定着せず、上流へ上ってしまう。組合員が600人を割っている。賦課金と遊漁料を合わせても放流金額を半分しか賄えない。これでは組合がやっていけない。環境がいいところはどんどん放流して収入を上げてもらえばいいが無いところのための方法も必要</p>
委員	<p>例えば、隣の漁協は遊漁料を上げた、私の漁協は上げなかった。隣の客が私のところに流れると予想していたが、結局変わらなかった。値段をあげるのか、値段を据え置いて、人を呼び込むのか、両漁協がそれぞれの方針でやっている。</p>
委員	<p>釣れさえすれば、遊漁者は金を出す。単協は自分の力を知ってやっていけないといけない。私の聞きたいことは、漁場管理委員会は単協から申請があったら認めなければいけないのかということだ。</p>
事務局	<p>遊漁規則の認可要件は漁業法129条にあるように、「遊漁者を不当に制限するものではないこと」、「実際に使っている費用に対して妥当かどうか」の2つとされており、満たしている場合には認可しなければならないとされている。</p>
委員	<p>50円、100円と上げている漁協があるが、その程度の値上げで何とかなるものか。値段設定としてあげるときは何円以上という単位でということはないのか。</p>
事務局	<p>委員会側で強制できるものではない。</p>
委員	<p>消費税の関係で端数を外したいということであろう。</p>
事務局	<p>遊漁料の問題は一度に大幅に値上げすると問題になる。放流事業として黒字の漁協はほぼなく、事業外収入で放流費の不足を賄っている状態なので、トレンドとして値上げは仕方ない。徐々に上げていく必要があるが、それを念頭に毎年上げるのか、1年おきなのか、そこを整理する必要がある。</p> <p>考えなければいけないことは日本の内水面漁場は漁業法の下に、県の調整規則があり、その下に組合の規則があり、管理されている。従って、実際に、現場を預かっているのは漁業協同組合ということ。漁協があるから漁場の管理ができているという体制にある。漁協の収支はこの先急速に悪化する見込みであり、今後、継続的に漁場を活用するために、漁協が存続する方策を考える必要がある。</p>
<p>「意見及び異議なし」で答申することを可決。 (答申文案)</p>	

岐漁管委第 号 令和元年5月21日 岐阜県知事 古田 肇 様
 岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫
 第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について（答申）
 令和元年5月20日付け里川第96号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。 以上です。

【議第 3号】揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外内容の変更について

<p>事務局</p>	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、すでに認可した適用除外の変更申請があったため、その是非について審議するもの。</p> <p>【変更内容概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月22日 岐阜県内水面漁場管理委員会告示第3号により告示。「揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川」及び「揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川」について、平成28年4月1日以降 全魚種について採捕を禁止 名古屋女子大・淡水魚研究会の駒田先生から委員会指示の適用除外の申請を受け、平成31年3月29日付け岐漁管委21号で承認 変更内容は、採捕に従事する者の削除と追加。変更理由は人事異動によるもので、現在承認を受けている採捕者10名を削除し、新たに10名を追加するもの。 <p>【妥当性】</p> <p>当該調査は、今後、当該漁場の漁業権を設定することになった場合の漁場計画策定に係る科学的根拠にも活用できるものであり、水産資源の繁殖保護に資するための調査研究である。変更申請の内容は、そのために必要な調査人員の確保を図るものである。</p> <p>意見及び質問なし</p>
------------	---

原案のとおり変更を承認することを可決。

閉会 会長が挨拶し、閉会を宣言。